

青森県報

第三千七百九十八号

平成二十六年
一月二十七日
(月曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高 齢 福 祉 保 険 課)	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	(同)	一
障害福祉サービス事業者の指定	(障 害 福 祉 課)	二
保安林の指定施業要件の変更予定	(林 政 課)	二
公 告		
行政書士試験の合格者	(総 務 学 事 課)	二
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	(県 民 生 活 文 化 課)	三
地域森林計画の公表	(林 政 課)	三
地域森林計画変更の公表	(同)	三
右 同	(同)	三
選挙管理委員会		
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	(事 務 局)	三
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	(同)	四
政治資金規正法による政治団体の解散の届出	(同)	五
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出	(同)	五
政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出	(同)	六

告 示

青森県告示第三十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十六年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 又 は 名 称	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指 定 年 月 日
株式会社福寿	南津軽郡田舎館村大字堂野前一丁目八〇の一	訪問看護	黒石市西ヶ丘二七四	平成二六・三一

青森県告示第三十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十一条の規定により公示する。

平成二十六年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 又 は 名 称	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う所	指 定 年 月 日
株式会社福寿	南津軽郡田舎館村大字堂野前一丁目八〇の一	訪問看護	黒石市西ヶ丘二七四	平成二六・三一

青森県告示第四十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十六年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	事 業	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指 定 年 月 日
株式会社きりん	主たる事務所の所在地	平川市柏木町柳田七〇の三	就労継続支援B型	平川市館山前田一の一	平成二六・二・一

青森県告示第四十一号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十六年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
青森市大字駒込字深沢一四の一・一六・一七・一八の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）一三、一五の一、一八の二から一八の四まで
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

行政書士試験の合格者

平成二十五年年度行政書士試験の合格者の受験番号は、次のとおりであるので、青森県行政書士法施行細則（昭和五十年六月青森県規則第三十四号）第二条の規定により公告する。

平成二十六年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

受 験 番 号	〇三二〇〇〇七
	〇三二〇〇二五
	〇三二〇〇二九
	〇三二〇〇三六
	〇三二〇〇五二
	〇三二〇〇六五
	〇三二〇〇一一〇
	〇三二〇〇一三六
	〇三二〇〇一四〇
	〇三二〇〇一四七
	〇三二〇〇一九〇
	〇三二〇〇一九一
	〇三二〇〇二〇四
	〇三二〇〇二七二
	〇三二〇〇二七四

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十六年一月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人カンパニーワーク弘前

三 代表者の氏名

三上 けい子

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字城東四丁目七の三マンション千葉一五号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者が有する能力及び適性に応じ、生活訓練、作業体験、仲間との交流を通して就労の意欲を啓発することにより、社会における偏見を是正し、障害者の社会復帰の推進及び福祉の充実に資することを目的とする。

地域森林計画の公表

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、下北森林計画区に係る平成二十六年四月一日から十年間の地域森林計画をたてたので、同法第六条第七項の規定により公表する。

なお、当該地域森林計画は、青森県農林水産部林政課及び下北地域県民局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

地域森林計画変更の公表

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、津軽森林計画区に係る平成二十四年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により公表する。

なお、当該変更後の地域森林計画は、青森県農林水産部林政課並びに中南地域県民局地域農林水産部及び西北地域県民局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

地域森林計画変更の公表

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、三八上北森林計画区に係る平成二十二年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により公表する。

なお、当該変更後の地域森林計画は、青森県農林水産部林政課並びに三八地域県民局地域農林水産部及び上北地域県民局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年一月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	年届月日
森榮吉後援会	佐藤 進	下野 秀男	三戸郡階上町大字道仏字廿一二の八	平成 二五・一〇・八
長根岩夫後援会	権代 清美	上平 稔	三戸郡階上町大字道仏字廿一一の二	二五・一〇・二五
大西ともゆき政 策研究会	大西 具幸	大西 眞希子	八戸市大字石手洗 字京塚四の七	二五・二・六

青森県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定により告示する。

平成二十六年一月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二條に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届月日
自由民主党青森県 五所川原市第一支 部	主たる事務所の所在地	五所川原市大字吹畑字藤巻五四の四	五所川原市字布屋町二六の一	二五・二・二
自由民主党藤崎町 支部	代表者 主たる事務所の所在地	小野 稔 南津軽郡藤崎町大字柏木堰字西 亀田二七の一	福士 熙 南津軽郡藤崎町大字俵舩字東平 岡七六の一	平成 二五・一〇・六
自由民主党平賀支 部	代表者 主たる事務所の所在地	小笠原 勝則 平川市広船広沢 八四	田中 友彦 平川市沖館宮崎 一九〇の一	二五・二・六

政党以外の政治団体

自由民主党青森県 支部連合会	代表者	大島 理森	二五・二・二
政治団体の名称	異動事項	新	届月日
日本小さな僕たち 委員会	代表者 主たる事務所の所在地	村上 進 上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附 七〇の四	平成 二五・九・六
橋本猛一後援会	代表者 主たる事務所の所在地	種市 敏美 上北郡六ヶ所村大字尾駮字家ノ 前九九の一五	二五・九・二六
林みつぐ後援会	政治団体の 名称	林みつぐ後援会	二五・一〇・一五
坂本みちのぶ後援 会	代表者 主たる事務所の所在地	寺下 勇夫 八戸市新湊三丁目七の七	二五・一〇・二四
坂本みちのぶ政経 懇話会	代表者 主たる事務所の所在地	林貢後援会 八戸市新湊三丁目七の七	二五・一〇・二四
みちのく総合開発 振興会	代表者 主たる事務所の所在地	八戸市新湊三丁目七の七	二五・一〇・二四
佐藤隆司後援会	代表者 主たる事務所の所在地	八戸市新湊三丁目七の七	二五・一〇・二四
大川喜代治後援会	代表者 主たる事務所の所在地	八戸市新湊三丁目七の七	二五・一〇・二四
三村正太郎後援会	代表者 主たる事務所の所在地	八戸市新湊三丁目七の七	二五・一〇・二四
日本薬業政治連盟 青森県支部	代表者 主たる事務所の所在地	八戸市新湊三丁目七の七	二五・一〇・二四
青森県税理士政治 連盟	代表者 主たる事務所の所在地	八戸市新湊三丁目七の七	二五・一〇・二四
関和典後援会	代表者 主たる事務所の所在地	八戸市新湊三丁目七の七	二五・一〇・二四
代表者	代表者	代表者	代表者
桂田 正春	田中 久義	渡辺 千修	坪谷 新一
前山 秋雄	鈴木 彰夫	鈴木 彰夫	鈴木 彰夫
二五・三・九	二五・二・六	二五・二・五	二五・二・五

省友会	代表者	工藤 喜三	工藤 省三	二五・三・二六
森田泰男後援会	会計責任者	森田 君子	山谷 弘一	二五・三・二五
恭進会	主たる事務所の所在地	弘前市大字若党町一九の一	弘前市大字野田二丁目の一	二五・三・二四
橋本猛一後援会	代表者	滝口 亀太郎	種市 敏美	二五・三・二七
根森隆雄後援会	代表者	石渡 勝弘	長峯 芳哉	二五・三・二〇
大川喜代治後援会	主たる事務所の所在地	平川市本町北柳田八の五	平川市大光寺一滝本三五の一	二五・三・二〇

青森県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年一月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
民主党青森県むつ市支部	平成三〇・九・一七	平成三〇・一〇・一七
民主党青森県第4区総支部	二五・三・二二	二五・三・二三
自由民主党青森県たばこ販売支部	二五・二・三〇	二五・三・二六

政党以外の政治団体

横山北斗政経研究会	平成三〇・九・一	平成三〇・九・二
重文字勝義後援会	二五・九・三	二五・一〇・一
西谷洸をもう一度落選させる会	二四・三・二六	二五・一〇・八
工藤信後援会	二五・一〇・三	二五・一・二四
工藤信政策研究会	二五・一〇・三	二五・一・二四
工藤省三後援会	二五・三・二六	二五・三・二六
省友会	二五・三・二六	二五・三・二六
高村正人後援会	二五・五・三〇	二六・一・一六

青森県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十六年一月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

届出者の氏名（公職の種類）	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
坂本 眞将（八戸市議会議員）	みちのく総会	主たる事務所の所在地	八戸市新湊三丁目七の七	八戸市類家四丁目一六の四	平成三〇・一〇・二四
津島 恭一（衆議院議員）	恭進会	主たる事務所の所在地	弘前市大字若党町一九の一	弘前市大字野田二丁目一の一	二五・三・二四
工藤 喜三（青森県議会議員）	省友会	代表者の氏名	工藤 喜三	工藤 省三	二五・三・二六

青森県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十六年一月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 名 称	代 表 者 氏 名	主たる事務所の 所 在 地	届 出 年 月 日
工藤 信 (参議院議員)	工藤信政策研究 会	工藤 信	弘前市大字鬼沢字菫 蒲沢八三	平成 二五・三・二四
工藤 喜三 (青森県議会 議員)	省友会	工藤 省三	上北郡七戸町字猪ノ 鼻九七の二七	二五・三・二六

備考 省友会に係る届出は、資金管理団体の届出をした工藤省三の死亡に伴う届出であり、公職の種類は青森県議会議員である。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭